

兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 第6号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

- 兵庫県立総合衛生学院学則及び行政組織規則の一部を改正する規則（医務課） 2

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立総合衛生学院学則及び行政組織規則の一部を改正する規則（規則第9号）

兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立総合衛生学院の本校と分校が集約され、移転すること等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立総合衛生学院学則及び行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第9号

兵庫県立総合衛生学院学則及び行政組織規則の一部を改正する規則

(兵庫県立総合衛生学院学則の一部改正)

第1条 兵庫県立総合衛生学院学則(昭和46年兵庫県規則第76号)の一部を次のように改正する。

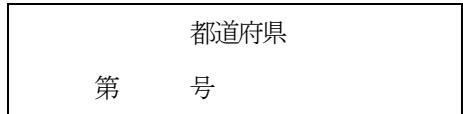
第3条の前の見出しを削り、同条の見出しとして「(課程等)」を付し、同条第1項中「の本校」を削り、「及び歯科衛生学科」を「、歯科衛生学科及び介護福祉学科」に改め、同条に次の1項を加える。

5 介護福祉学科においては、介護福祉士としての必要な教育を行う。

第3条の2を削る。

様式第2号中

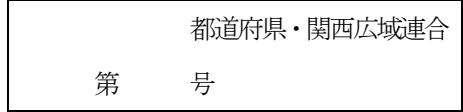
「



」

を

「



」

に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「准看護師」の欄は、「都道府県」又は「関西広域連合」のいずれか該当するものを○で囲んでください。

(行政組織規則の一部改正)

第2条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第132条中「本校の」を削り、「神戸市長田区海運町7丁目であり、分校の位置は、同市中央区中山手通7丁目」を「神戸市長田区腕塚町5丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。